定　　款

一般社団法人 宮城県計量協会

一般社団法人宮城県計量協会定款

第1章　総　　則

（名　称）
第1条　当法人は、一般社団法人宮城県計量協会と称する。

（事務所）
第2条　当法人は、主たる事務所及び従たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章　目的及び事業

（目　的）
第3条　当法人は、県民の正しい計量思想の普及並びに計量意識の高揚を図り、豊かで快適な生活のための適正な計量の実施の推進及び計量関係者の連携を深め、もって県民の計量文化の向上に寄与することを目的とする。

（事　業）
第4条　当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
（1）　計量に関する知識の普及、啓発に関する事業
（2）　指定検査機関に関する検査事業
（3）　計量器、計測器の検査及び計量管理等に関する事業
（4）　計量計測試験機の検査校正に関する事業
（5）　官公庁からの受託事業
（6）　宮城県収入証紙の売り捌き事業
（7）　その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章　会　員

（種　別）
第5条　当法人の会員は、計量に関連を有し、当法人の目的に賛同して入会した法人、個人又は団体を正会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
2　正会員は、第1種正会員及び第2種正会員とする。
(1)　第1種正会員は、計量器の製造・修理・販売メーカー・検査事業及び計量証明事業並びに大規模小売店、製造等の計量に係る法人会員とする。
(2)　第2種正会員は、計量士、計量器コンサルタント及び計量器販売店並びに計量思想の普及活動する会員とする。
3　会員に関する必要な事項は、総会の決議により別に定める。

（入　会）
第6条　新たに当法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（経費の負担）
第7条　当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、総会において定める額を支払う義務を負う。
2　会員が、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

（任意退会）
第8条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）
第9条　会員が次のいずれかに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
(1)当法人の定款その他の規則に違反したとき
(2)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員の資格喪失）
第10条　前の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1)　第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
(2)　会員が総て同意したとき
(3)　当該会員が死亡又は解散したとき

第4章　総　会

（構成）
第11条　総会は、すべての会員をもって構成する。
2　前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

（権限）
第12条　総会は、次の事項について決議する。
（１）入会の基準並びに入会金及び会費の額
（２）会員の除名
（３）理事及び監事（以下「役員」という。）選任及び解任
（４）役員の報酬等の額
（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
（６）定款の変更
（７）事業全部又は一部の譲渡
（８）解散及び残余財産の帰属の決定
（９）その他定時総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第13条　総会は、定時総会と臨時総会の2種とし、定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2　臨時総会は、必要が有る場合に開催する。

（招集）
第14条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。
2　総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の一週間前までに会員に対して通知しなければならない。

（議長）
第15条　総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席会員のうちから議長を選出する。

（議決権）
第16条　総会における議決権は、会員1名につき1とする。

（定足数）
第17条　総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

（決議）
第18条　総会の決議は、出席会員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2　総会においては、第14条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもの及び前項の規定にかかわらず、次の決議は、総出席会員の議決権の3分の2以上にあたる多数を持って行う。
（1）会員の除名
（2）監事の解任
（3）定款の変更
（4）解散
（5）その他法令で定められた事項
3　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する会員は、当該事項について表決権を行使することができない。
4　会員は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前3項の規定の適用については総会に出席したものとみなす。
5　理事会において総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した会員の議決権の数に算入する。

（議事録）
第19条　総会の議事については、法人法で定めるところにより、議事録を作成しこれを保管する。
2　議事録には、議長が署名押印する。

第5章　役員、及び顧問

（役員の設置）
第20条　当法人に、次の役員を置く。
（1）　理事　15名以上30名以内（会長・副会長・専務理事・常務理事・常任理事を含む）
（2）　監事　2名又は3名
2　理事のうち1名を会長、1名以上3名以内を副会長、1名以内を専務理事、2名以内を常務理事、7名以内を常任理事とする。
3　前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、専務理事及び事務局長をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任）
第21条　役員は、総会において、会員のうちから選任する。
2　会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会において理事の互選により定める。
3　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）
第22条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を遂行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより当法人を代表し、その業務を執行する。
3　副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
4　専務理事及び事務局長は、会長及び副会長を補佐して、業務を統括する。会長及び副会長ともに事故あるとき又はともに欠けたときは、その職務を代行する。
5　常務理事は、専務理事を補佐して、業務を分担処理する。
6　常任理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して、業務の運営と遂行に関する事項を分掌する。
7　会長及び専務理事及び事務局長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第23条　監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）
第24条　役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は前任者の任期の満了する時までとする。 増員により選任された役員の任期は、他の役員の任期の残存期間と同一とする。
3　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。
4　役員が第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任され役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第25条　役員は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬）
第26条　役員は無報酬とする。ただし、常勤役員については、総会において定める総額の範囲内で、理事会の同意を得て報酬を支給することができる。

（顧問の設置）
第27条　当法人に、顧問4名以内を置くことができる。
2　顧問は、学識経験者又は功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
3　顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
4　第24条の規定は、顧問について準用する。

（損害賠償責任の免除）
第28条　当法人は、法人法第111条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章　理事会

（理事会の設置）
第29条　当法人に理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第30条　理事会は、次の職務を行う。
（１）当法人の業務執行の決定
（２）理事の職務の執行の監督
（３）会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

（開催）
第31条　理事会は、次の各号の一に該当する場合。
（１）会長が必要と認めたとき。
（２）理事から理事会の目的たる事項を示して会長に対して請求があったとき。

（招集）
第32条　理事会は、会長が招集する。
2　会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。
3　理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日１週間前までに通知しなければならない。ただし役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
4　前条第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

（議長）
第33条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。
　2　会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、理事会においてあらかじめ定めた順次により副会長が理事会の議長となる。

（定足数）
第34条　理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。

（決議）
第35条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
　2　前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第36条　理事会の議事については、法人法で定めるところにより、議事録を作成しこれを保管しなければならない。
　2　議事録には、会長及び出席した監事が署名押印しなければならない。

第7章　財産、会計及び事業計画

（財産）
第37条　当法人の財産は、次に掲げるものをもって、構成する。
（1）　財産目録に記載された財産
（2）　入会金収入
（3）　会費収入
（4）　資産から生じる収入
（5）　事業に伴う収入
（6）　その他

（財産の管理）
第38条　当法人の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（経費の支弁）
第39条　当法人の経費は、財産をもって支弁する。

（事業年度）
第40条　当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第41条　当法人の事業計画及び予算については、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

（事業報告及び決算）
第42条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、

監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。
(1)事業報告
(2)事業報告の付属明細書
(3)貸借対照表
(4)正味財産増減計算書
(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号については内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 貸借対照表は、定時総会の終了後遅滞なく、公告しなければならない。

(長期借入金)

第43条 当法人は、資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総会員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第46条 当法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第48条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむ得ない事由によって前項によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 部会の設置

（部会の設置）
第49条 第4条の事業を推進するため、当法人に部会を設置することができる。
２ 各部会に部会長を置く。
３ 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 委員会及び事務局

（委員会）
第50条 当法人の事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。
２ 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。
３ 委員会の委員は、会員及び学識者のうちから理事会が選任する。

（事務局）
第51条 当法人に、事務を処理するため、事務局を置く。
２ 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。
３ 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任命し、職員は、会長が任命する。

（実施細則）
第52条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則 平成２４年 ４月 １日 制定
附 則 平成２５年 ６月１１日 改正
附 則 令和 ４年 ６月 ２日 改正
附 則 令和 ７年 ６月 ５日 改正